

請 願 書

【趣旨概要】

放射線に対する感受性は、子どもは大人に比べて数倍高いと言われます。放射性物質の拡散による被ばくから未来を担う子どもたちを守るために、また、かすみがうら市を安心して子育てのできる市にして頂きたい、請願します。

【請願理由】

1. 学校校庭、保育所・幼稚園庭等の安全確保のために、次のことを実施してください。
 - 1) 学校、保育所、幼稚園、公園、通学路等屋外活動が行われる場所について、詳細な測定を定期的に行い、結果を公表してください。
 - 2) 年間1ミリシーベルト以上の除染に関しては、国が財政負担することになりました。年間1ミリシーベルトの基準を超えるところについては除染の計画をたて、速やかに除染の措置をとるようにしてください。基準以下でも住民の要望があれば積極的に除染するようにしてください。
 - 3) 除染後の土、汚泥等の仮置場について指針を示すよう、県、国に要望してください。
2. 学校、保育所（園）の給食に含まれる放射性物質を出来る限りゼロに近づけるために次のことを実施してください。
 - 1) 給食に使われる食材について、国の暫定規制値にかかわらず、市独自の規制値を決めてください。
 - 2) 食品放射能検査機器を購入して、給食に使用される食材を検査し、結果を公表してください。
3. 子ども達の内部被ばくが心配されております。希望する子どもの健康調査を実施してください。
4. 測定器購入や除染措置など放射能対策に要した費用は、全面的に国に責任を求め、そのうえで東京電力に賠償責任をとらせてください。

【賛成討論抜粋】

・行政は市民の安全・安心を守ることであり、他市に先駆け率先して行動しない市政に一石を投じるものが本請願だと確信している。市政の本質とは何か、今市民が求めているものは何か、子どもたちには何が必要なのかを真摯に考え対処すべきである。

・本市は重点調査地域の指定を希望しなかった。隣接市町が支援を受けている状況に、市民は納得しない。観光への影響や農作物の風評被害が広がるとし、指定を避ける動きもあるが、市当局の姿勢に問題を残したのではないかと。請願の各項目について真剣で前向きな対応を求める。



「未来を担う子どもたちを守りたい」との想いで提出された請願が、12月定例会において全会一致で採択されました。また、議員2名からの賛成討論がありました。併せて、請願事項の処理の経過と結果を報告するよう、地方自治法第125条の規定により、市に請求することが決まりました。

子どもたちを放射線から守る請願を全会一致で採択

収益的収支経営予測は平成 28 年度以降赤字

10m³以下水道料金引下げ案否決

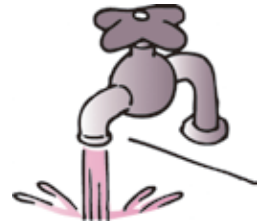
水道料金のより一層の適正化を図るとの理由により上程された議案第 77 号については、「災害に強い水道の構築と経営改善のための特別委員会」に付託し審査を行いました。市提出の資料から、平成 28 年度には収益的収支が赤字になることが判明いたしました。このため、将来の健全な水道事業経営を懸念する多数の議員の中、12 月定例会において賛成少数で否決となりました。

委員会付託案件

●かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

委員会審査内容

(12 月 8 日、9 日委員会開催)



Q 経営予測の資料における、平成 24 年度一般会計からの補助金 6501 万 8 千円の内訳を伺う。

A 地方交付税措置分の 2222 万 6 千円（高料金対策補助金）、今回料金改定した場合に減額となる金額 2279 万 2 千円（料金改定減額補助金）、将来受水費が増えて料金改定を考える時期がくる可能性もあることから、収益的収支が赤字とならないよう 2 千万円（受水費増対策補助金）を計上しております。

Q 改正後の経営予測では、平成 28 年度には県中央からの受水費が 7200 万円も増え 4700 万円の赤字となり、更には、平成 29 年度も赤字となっているが？

A 平成 28 年度、29 年度、30 年度は、このままいくと間違いなく赤字になります。

Q 約 10 億円の支出費用が、今後も毎年かかることから考えると、一般会計補助金に依存する財政状況から全く改善できないということになる。費用削減策のシミュレーションはしているのか？

A 給水収益の増か、歳出削減のどちらかしありません。給水収益の増加策は、井戸・簡易水道・共同井戸の利用者に、市水道に加入していただくことが収益増につながります。もう一つの策は、人口を増加させることですが、これは、かすみがうら市全体で考えざるを得ない事業と理解しております。

Q 本市は県南地区でも高齢化が進んでいるため、この条例案を可決した場合、破綻が危惧されるが、この点を伺う。

A 通常に考えると少子高齢化が進むため、当然そのようになっていくと思います。

Q 千代田地区は本管が古く赤水も出ている。ならば、これを早急に対応すべきと思うが？

A できれば平成 26 ～ 27 年度に下稲吉第 2 浄水場から上稲吉地区に配水するための送水管を整備し、併せて、老朽管を交換して、赤水対策をしていきたいという考えです。

意見 震災や災害があっても水を供給するという考えのもとに次世代の人達のことを思えば、千代田地区の本管を 10 年後には、全部入れ替えて貰いたい。そう考えると簡単にこの議案には賛成はできない。

提案は小学校3年生までの子育て世帯に負担増 ～請願にこたえる持続可能な財源説明なし～

「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願」も提出される

医療福祉費単独助成案を財源不明確、将来負担増から否決

「かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案を受け「医療福祉費の単独助成を検証するための特別委員会」議長を除く全議員で構成）を設置し、審査をおこないました。三度目の条例の提案となりますが、今回も明確な財源確保の説明はなく、将来の市民負担を心配する多数の意見があり、12月定例会において賛成少数で否決となりました。

委員会付託案件

● かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

● 中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について

委員会審査内容

(12月12日委員会開催)

Q 10月に実施された事業仕分けで、仕分け人から「中学3年生まで無料化になると、コンビニ受診といった軽い気持ちでの受診が増加し、医療費が非常に膨らんでしまうという弊害もある」との参考意見が出ているが、その助言に対する検討はしたのか？

A 検討しておりません。

Q 子育て支援策ならば、対象者全員に平均に支援するという他の方法もある。それにもかかわらず医療を受けた人だけに対して補助することを子育て支援策としている。この医療費の補助を拡大するのが最適であるということについて、子育て支援策全体について、市としてどうあるべきかを検討したのかどうか伺う。

A 市としての全体的な支援策の検討はしておりません。

Q 今回の条例を改正した場合、外来自己負担金は廃止することである。つまり、小学校3年生までの子育て世帯には負担増となるのではないかと？

A 小学4年生から中学校3年生までの医療費助成については、市の単独事業として行う予定です。このため、外来自己負担金廃止に伴い、小学校3年生までの医療費の一部負担増については、ご理解をいただきたい。

Q 前回否決で今回また上程する。議会の議決をどう思いますか。

A 市長が選挙公約ということで進めている中、同じ議案で続けて出すということで、理解するしかないと考えます。

意見 例えば、段階的に、小学校6年生までをまずは実施し、その状況をよく把握した中で、中学3年生までを検討するとか。

併せて、財源確保や財政見込みも含めきちんと対応することが健全な財政運営だと思う。そういう話を再三にわたり助言をしている。しかし、市長は一貫して中学3年生まで一気にやるということである。

意見 かすみがうら市の人口が減少しているにもかかわらず、この単独事業分を、この先対応できるのか。反対の要因は、財源の確保の考え方などの理論が整っていないからだ。

意見 子どもの貧困が広がっている中で、そういう意味では、子育て支援として、どうしても今やらなければいけないと思っております。

あじさい館管理委託の複数年契約に疑問 調査特別委員会を設置

あじさい館の管理委託契約が長期継続契約により締結。契約に至る判断が適正であるのかを調査するため、地方自治法第98条第1項により、特別委員会で検査を行うことになりました。



あじさい館

【事務検査に関する決議の提案の概要】（議員発議を全会一致で可決）

これまで、あじさい館は国の指針に基づき、指定管理者制度の導入を目指してまいりましたが、政策方針の転換からそれらを凍結し、管理業務の見直しを進めてまいりました。また、市はこれまで、あじさい館の清掃業務や管理業務について、シルバー人材センターと単年度契約を締結し、高齢者の安定した雇用対策について尽力してまいりました。

これらの考え方を大幅に変更し、これまでの管理業務と各種保守業務を一本化し、効果的かつ効率的に運営するという理由から、長期継続契約を締結したとのことであります。しかし、この長期継続契約は、条例において、「役務の提供を受ける契約であって、複数年にわたり役務の提供を受ける必要がある業務にかかわるもの」との制約がなされております。この規定からすると“あじさい館の委託業務が複数年にわたり役務の提供を受ける必要がある業務である”という法的根拠や理由が不明確であると考えます。

これらを踏まえ、あじさい館の管理委託契約について、一連の業務委託の流れを確認し、条例の趣旨に沿った長期継続契約がなされているか、さらにはこの契約に至った判断が適正であったかを調査する必要があります。

以上のことから、地方自治法第98条第1項により、あじさい館管理委託契約に関する調査特別委員会で検査を行う必要があるため、提案するものであります。

委員長 加 固 豊 治
副委員長 岡 崎 勉

※地方自治法第98条第1項事務検査については、平成23年5月発行の「議会だよりNo.25」豆辞典を参照下さい。

第2回臨時会 審議結果

平成23年第2回臨時会が11月11日に開催、結果を報告いたします。
東京都板橋区への多目的プラザ設置は、「事業計画が中途半端」、「現状を踏まえると、血税を使うという観点からも時期尚早」との反対討論もあり、賛成少数で、関連する2議案が否決となりました。
また、宮嶋市長が公職選挙法違反の容疑で水戸地検に書類送検との報道を受け、5人の議員が緊急質問をしました。

▼ 議案第69号

かすみがうら市多目的プラザの設置及び管理に関する条例の制定について

否決

本市の農林水産業などの振興を図るため、市産品の流通販売の拡大、観光交流並びに情報発信や受信の拠点とすることを目的として、都内有数の集客力を誇る東京都板橋区大山町のハッピーロード大山商店街に「多目的プラザ」を開設するため、条例を制定するものです。

▼ 議案第70号

かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、福祉館及びあじさい館の管理、運営に関する事務を本年12月1日から教育委員会へ事務委任するため条例を改正するものです。

▼ 議案第71号

平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)

否決

東京都板橋区大山町のハッピーロード大山商店街に市多目的プラザを開設するための経費を計上したものです。

▼ 議案第72号

下稲吉小学校管理・教室棟増築工事(建築工事) 請負契約の締結について

可決

緊急質問 ～宮嶋市長の公選法違反容疑に対する答弁

質 宮嶋市長が公職選挙法違反で水戸地検に書類送検との突然の報道がなされたが、この経緯と、法令を率先規範し遵守すべき首長として、市民にどのように釈明するのか？

答 新盆回りについて、警察の捜査が終了いたしまして、水戸地検に書類送検となりました。このような不祥事を起こしたことに對して厳肅に受けとめており、市民の皆さん、議会、職員に對しまして、深くお詫びを申し上げます。

質 自宅に線香セットを置いていかれたという市内の男性が、新聞の取材に對し、「選挙活動の一環で人気取りだと感じた」と話しているとの記事が掲載されていた。こうした発言から、市長の行為は「公正な選挙を実現する」という法の趣旨をゆがめた認識があるのかどうかを伺う。

答 警察の取調べの段階では、自分が直接金品を持っていけば違法ではないとの誤った認識を持っておりました。現在は、まずいことだったと考えております。

質 市長は、当時の心境について「うかつだった」、「抵触するとはわからなかった」との説明をしているが、法令を遵守させる側のトップである市長が、このような軽率な考え方で市政を運営していけるのか？

答 今後の市政運営につきましては、法令遵守に十分注意し、今まで以上に頑張っていきます。

質 市長は、地方自治法第222条を規範法と断じ、自身のブログに掲載している。これらから、真摯に法を遵守するという気構えが、市長にあるとは到底思えない。今後、このような姿勢を改める考えはあるのか？

答 行政の執行に当たっては、法令遵守は当たり前のことであり、この件については責任を痛感しております。あとは法の判断を待つという立場ですので、ご理解をお願いいたします。

質 今回の件で、市長が市のイメージを落とした責任は重大である。当時の認識と、どのような責任を果たすのかを伺う。

答 香典を配った当時は、法の違法認識は全くありませんでした。今後、検察の判断を待って対応したいと考えておりますが、違法であることは間違いないということで深く反省しております。

政治家の寄附行為禁止について

～市民皆様の ご理解 ご協力 をお願い申し上げます～

1. 政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）からの寄附は禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。

禁止されている例には、以下のものがあります。

- ・祭りへの寄附や差し入れ
- ・地域の運動会やスポーツ大会への差し入れ
- ・町内会の集会や旅行等の催物への寸志や差し入れ
- ・出産、入学、卒業、就職などの祝い金や品物
- ・落成式、開店祝いなどの花輪や祝金
- ・お中元、お歳暮
- ・葬式の花輪、供花
- ・結婚祝、香典



(政治家本人が結婚披露宴、葬式、通夜に自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合もあります。)

2. 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が威迫してあるいは政治家を陥れる目的に寄附を求めると処罰されます。

3. 後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（後援会など）が選挙区内の人に行う寄附も、同様に禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」は例外とされていますが、この場合も、供花、花輪、香典、祝儀、その他これらに類するものや選挙前一定期間内にされるものは禁止されています。

4. 政治家の関係会社などからの寄附の禁止

政治家が役職員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附や、政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

5. 年賀状等のあいさつ禁止

政治家は、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報も含む）を選挙区内にある者に対し出すことは禁止されています。ただし、答礼のための自筆によるものを除きます。

6. あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が選挙区内にある者に主としてあいさつする目的で有料広告を出すと処罰されます。



政治家は選挙区内の人々に祝金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています

議会からのお願い

自治会や各種団体での行事等を政治家へご案内いただく際には、会費制にてご案内くださいますよう、お願い申し上げます。

※不明な点などありましたら、市選挙管理委員会へお問い合わせください。